

Japan: Inbound Tax Alert

2016 年度税制改正大綱

2015 年 12 月 News Flash

Contents

法人税

移転価格

消費税

平成 27 年 12 月 10 日、平成 28 年度与党税制改正大綱案(消費税の軽減税率に関する部分を除く)が自民党・公明党の税制改正調査会により了承された。

本案は、まだ公式に発表されていないが、日本経済新聞のウェブサイトに掲載されている、税制改正大綱(案)をお知らせする。

[平成 28 年度税制改正大綱\(案\)](#) (日本経済新聞のウェブサイト(PDF))

下記のとおり、税制改正大綱案のうち、日本で事業を行う外資系企業に重要だと思われる項目について、紹介する。なお、本税制改正大綱案は現時点で立法化されているものではないことから、今後内容の変更が入る可能性がある。より詳細な情報については、後日発行する Inbound Tax Alert にてお知らせする。

1. 法人税

1) 法人税率の段階的引下げ(p54)

事業年度	法人税率
現行	23.9%
平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度	23.4%
平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度	23.2%

2) 欠損金の繰越控除制度等の見直し(p55)

青色欠損金・災害欠損金・連結欠損金(以下「繰越欠損金」)の繰越控除額について、控除前所得に対する一定割合を控除の上限とする規定について、控除限度割合の見直しが行われる。

平成 27 年度税制改正後		改正案	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成 27 年 4 月～29 年 3 月	65%	平成 27 年 4 月～28 年 3 月	65%
		平成 28 年 4 月～29 年 3 月	60%
平成 29 年 4 月～	50%	平成 29 年 4 月～30 年 3 月	55%
		平成 30 年 4 月～	50%

繰越欠損金の繰越期間について、以下の変更が行われ、9年→10年の延長の適用が1年遅らされる。

平成 27 年度税制改正後		改正案	
事業年度開始日	繰越期間	事業年度開始日	繰越期間
～平成 28 年 3 月 31 日	9 年	～平成 <u>29</u> 年 3 月 31 日	9 年
平成 29 年 4 月 1 日～	10 年	平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日～	10 年

繰越欠損金の繰越期間のみでなく、繰越欠損金に係る帳簿書類の保存要件における保存期間、更正の期間制限、および更正の請求期限も同様に、平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用することとされる。

3) 法人事業税の税率の改正(外形標準課税の拡大)(p56)

資本金 1 億円超の普通法人(外形標準課税適用法人)の法人事業税の標準税率が改正される(平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用される)。

		現行 (平成 27 年度)	改正案 (平成 28 年度～)
付加価値割		0.72%	<u>1.2%</u>
資本割		0.3%	<u>0.5%</u>
所得割	年 400 万円以下の所得	3.1% (1.6%)	<u>1.9%</u> <u>(0.3%)</u>
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	4.6% (2.3%)	<u>2.7%</u> <u>(0.5%)</u>
	年 800 万円超の所得	6.0% (3.1%)	<u>3.6%</u> <u>(0.7%)</u>

所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率(実際に施行される税率)であり、当該税率の制限税率を標準税率の 2 倍(現行 1.2 倍)に引き上げられる。

- 4) 減価償却制度の見直しとして、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備・構築物・鉱業用の建物の償却の方法について、定率法が廃止される。(p55)
- 5) 国家戦略特区または国際戦略総合特区において機械等を取得した場合の特別償却等・法人税額の特別控除制度について、一部廃止または縮減の上延長(p67・70)
- 6) 雇用促進税制について一部見直しの上延長(p67)
- 7) 法人住民税法人税割の税率の引下げおよび地方法人税の税率の引上げ(基本的に平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)(p59)

これらはセットであり、トータルの税率には基本的には影響しない。

	現行		改正案		増減
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	
法人住民税法人税割計	12.9%	16.3%	<u>7.0%</u>	<u>10.4%</u>	▲5.9%
地方法人税	4.4%		<u>10.3%</u>		+5.9%
合計	17.3%	20.7%	<u>17.3%</u>	<u>20.7%</u>	—

- 8) 現物出資についての適格要件の一定の見直し(p65)
- 9) 株式交換・株式移転(株式交換等)の適格要件の一定の見直し(p72)
- 10) 共同事業を行うための新設合併、新設分割または株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件の判定について明確化(p72)
- 11) 役員から受ける将来の役務の提供の対価として交付する一定の譲渡制限付株式による給与について事前確定の届出が不要とされる。(p72)
- 12) 日台民間租税取決めに規定された内容の実施に係る国内法の整備(p87)

2. 移転価格

移転価格税制に係る文書化として、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting:税源侵食と利益移転)プロジェクトの行動計画についての勧告を踏まえ、以下の3つの事項が義務付けられる。(p90・付記は p106)

- 国別報告事項の税務署長への提供
平成 28 年 4 月 1 日以後開始する最終親事業体の会計年度に係る国別報告事項について適用
- 事業概況報告事項(マスターファイル)の税務署長への提供
平成 28 年 4 月 1 日以後開始する最終親事業体の会計年度に係る事業概況報告事項について適用
- 独立企業間価格を算定するために必要と認める書類(ローカルファイル)の作成と保存
平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用

3. 消費税

軽減税率については後日公表予定。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/inboundtaxnewsletter

Japan: Inbound Tax Alert 読者登録

本ニュースレターを email で受信をご希望の方は、お名前、部署、お役職と email アドレスを deloitte-tokyo.newsletter@tohmatu.co.jp 宛てにお送りください。

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

インバウンド グループ

本ニュースレターに関する質問は、下記の担当者までご連絡ください。

グループリーダー パートナー 金 洋浩 yangho.kim@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3841

ビジネス タックス サービス

パートナー 呉 純 sunie.oue@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3753

パートナー 高原 潤 jun.takahara@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3946

間接税サービス

パートナー 岡田 力 chikara.okada@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3900

グローバル エンプロイヤー サービス

パートナー Russell Bird russell.bird@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3979

シニアマネジャー Frances Somerville frances.somerville@tohmatu.co.jp Tel: 080 3412 3462

移転価格サービス

パートナー Timothy O'Brien timothy.obrien@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3923

パートナー 澤田 純 jun.sawada@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3927

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。